## 1. 地域

1. 地域 近接した居住環境にある世帯集団を地域(コミュニティ)とすることが多い。子どもを健全に育み、保護していく主体と して従来大きな役割を果たしていたが、近年都市化とともにその影響力は著しく減じている。また、地域は自治会以外の実 体がわかりにくく、アプローチが容易でないと同時に、活動の主体としての責任がはっきりしない。 しかし、母親や青少年をとりまく重要な環境であることは疑いなく、本県では特に育児支援の環境作りに力を発揮してい る地方も少なくない。お互いが地域の一員との実感を持てるような試みを繰り返し、新しい可能性を構築することが求めら

れる。

| 取り組みの主体 | 領域   | 期待される活動   |
|---------|------|---|
| 地域      |      | ・地域の子どもに感心を持つ   |
|         |      | ・性虐待に気づいたら積極的に専門機関に通告する   |
|         |      | ・子ども中心の行事などを企画し、地域で子ども達を見守る体制作りをする  |
|         |      | ・地域の行事に子どもを参加させる  |
|         |      | ・地域で13祝いを盛り上げる  |
|         |      | ・青少年の深夜徘徊を地域ぐるみで注意する  |
|         |      | ・塾からは早〈帰す   |
|         |      | ・シンデレラタイムの実施  |
|         |      | ・地域ぐるみで性教育、不登校問題、飲酒・薬物・喫煙防止ができるよう関心を持ち学ぶ機会を持つ                               |
|         |      | ・学校と密に連絡を取り合う   |
|         |      | ・地域ぐるみで教育相談会、学習会を持つ   |
|         |      | ・地域ぐるみで学校や専門機関との連絡会を持つ  |
|         | 思春期  | ・地域ぐるみでたむろする場所をチェックし対策を立てる  |
|         |      | ・大人が売買春をしない(援助交際をしない)   |
|         |      | ・地域が性虐待について関心を持ち、学ぶ機会を持つ  |
|         |      | ・地域で性虐待について広報誌等で啓発していく  |
|         |      | ・太陽の家が性虐待についての学習を強化するとともに太陽の家の啓発をしていく                                       |
|         |      | ・よその子どもについてもあいさつをする   |
|         |      | ・よその子どもについても注意する  |
|         |      | ・子どもに酒やたばこを買いに行かせない・売らない等地域の飲酒、喫煙環境を制御する                                    |
|         |      | ・タバコの自販機を設置させない   |
|         |      | ・地域独特の飲酒習慣を子どもにさせない   |
|         |      | ・不登校の子どもを持つ親の会の結成、支援をし、孤立させない   |
|         |      | ・地域に気軽に子ども、親が相談できる場所・人がいる   |
|         |      | ・妊娠をすばらしいと思う環境づくり   |
|         |      | ・正しい性情報の提供(コンビニ、ビデオ店等)  |
|         | 周産期  | ・講演会やコンサートには、託児所の設置を図る  |
|         |      | ・母親同士の情報のネットワークづくりに協力する   |
|         |      | ・野外游び方体験教室の開催   |
|         |      | ・おもちゃ作り教室の開催  |
|         |      | ・遊びフェスタの開催  |
|         |      |   |
|         |      | ・地域の環境点検を行い危険個所を表示  |
|         | 環境   | ・玩具の点検日を設置する  |
|         |      | ・子供が事故・事件に巻き込まれないための防犯運動  |
|         |      | ・障害や疾病を持つ子どもに優いい社会の構築に努力  |
|         |      | ・自治会の子供会育成への支援  |
|         |      | ・学校・地域社会・職域での福祉体験学習等、 福祉教育の推進<br>   |
|         |      | ・育児サークル・PTA・地域でヒアリ・ハット探検隊が地域の危険・安全箇所の表示を行う                                  |
|         |      | ・育児サークル等、子育てについて話し合える機会や場づくりの推進   |
|         |      | · 育児サークルへの参加を促す<br>· 子育て中の親の孤立化を防ぎ、地域で子どもを育む地域社会の実現のために努力する                 |
|         | 育児不安 | ・ 子育 (中の親の孤立化を防ぎ、地域ですともを育む地域社会の美現のために労力する ・ 民生児童委員、母子保健推進員等、地域における相談支援体制の拡充 |
|         |      | ・ 氏主児里安貞、今丁保健推進員寺、地域にのける相談文接体制の孤允・公民館・児童館を育児支援に活用する                         |
|         |      | ・世代を越えた交流ホームをつくる  |
|         |      |   |

### 2 . 家庭

2. 家庭 近年様々な理由で家族機能の低下が言われているが、特に子ども、青少年にとって直接的、継続的に拠り所になれる唯一の存在である。家族には父親、母親、子ども、その他の血縁者等がおり、それぞれが家族に対して責任ある存在であることが大きい。家族の成員がお互いを尊敬し、支え合える関係を築くために、日頃からよく話しあうことが肝要である。最近の核家族化の中で父親、母親として成熟するのは容易ではないが、市町村をはじめとして、多くの支援機関・サービスを活用し、努力することが求められる。

|    | Т    |   |
|----|------|---|
| 家庭 | ŕ    | ・親の監護能力を高める<br>                             |
|    |      | ・家庭の中で性について話し合いができる                         |
|    |      | ・家庭の中の性虐待、心理的虐待を黙認しない                       |
|    |      | ・家庭の中の性虐待、心理的虐待を相談できる人がいる                   |
|    | 思春期  | ・家族の時間を必ず持つ                                 |
|    |      | ・家族ががお互いに尊重し合う 協力し合う                        |
|    |      | ・家族が食事を共にする                                 |
|    |      | ・両親が仲良〈すること                                 |
|    |      | ・学校と密に連絡を取り合う                               |
|    | 周産期  | ・妊娠中に喫煙をしない                                 |
|    |      | ・児童虐待の早期発見                                  |
|    | 育児不安 | ・父親が家事・育児に参加することに祖父母が理解を示す                  |
|    |      | ・家族が子育てに協力する                                |
| 親  |      | ・親がしっかり子どもを守る                               |
|    |      | ・親が子育ての喜びや子どもに対する誇りを持つ                      |
|    |      | ・子どもにできる限り家事をさせる                            |
|    |      | ・親の考えをきちんと子どもに話す                            |
|    |      | ・子どもの話を肯定的に聞く努力をする                          |
|    |      | ・子どものしつけを母親任せにせず父親も早めに帰宅し、食事を共にし家族と過ごす時間を持つ |
|    | 思春期  | ・地域ぐるみで性教育、飲酒・薬物・喫煙防止ができるよう関心を持ち学ぶ          |
|    |      | ・小さい頃から性のことについて話す                           |
|    |      | ・子どもに酒やたばこを買いに行かせない                         |
|    |      | ・親も性教育、不登校問題、飲酒・薬物・禁煙防止ができるよう関心を持ち学ぶ        |
|    |      | ・親が相談窓口を知っている                               |
|    |      | ・親が子どもの心の悩みをキャッチできるよう努める                    |
|    |      | ・親が適正飲酒ができる                                 |
|    |      | ・親が性教育の技術を学習する                              |
|    | 田立即  | ・子どもの性の質問に親がちゃんと答える                         |
|    | 周産期  | ・母子健康手帳を活用できる                               |
|    |      | ・母子健康手帳を本人がもらいに行く                           |
|    | 環境   | ・子どもの主体的な遊びを認める大人が増える運動                     |
| 夫  | 田立町  | ・夫の両親学級へ参加する                                |
|    | 周産期  | ・夫が小さな心づかいができる                              |
|    | 育児不安 | ・夫が妻をよく支える                                  |
|    |      |   |

### 3. 教育(学校)

3. 教育(子校) 子ども、青少年が最も長い生活時間を過ごす場であり、教師や友人の存在は大きな影響力を持つ。また学校は、子ども、 青少年に長期間にわたって系統的に関われるので、健康教育や相談、ピアカウンセリング等、多くの活動が期待できる。し かし、最近不登校やこころの問題など、様々の深刻な課題に直面しており、総合的かつ専門的な教育機能の強化が求められ ている。これには従来からの対応に加え、スクールカウンセラー等新たな専門家の投入と、教師がゆとりをもって指導にあ たれるように30人学級等の環境整備が必要である。さらに、学校保健委員会を核にした地域の社会資源や専門機関との連 携をさらに強化することが求められる。

| 教育 |      | ・学校での対応窓口をきちんと設置し、その周知を図る             |
|----|------|---------------------------------------|
|    |      | ・学校全体で性教育、飲酒・薬物・喫煙防止教育ができるように体制づくりをする |
|    |      | ・学校全体で不登校問題に取り組む体制づくりをする              |
|    |      | ・対応能力を強化するため現任研修を強化する                 |
|    |      | ・飲酒・薬物・喫煙の害についての啓蒙を徹底する               |
|    |      | ・教師の研修会を持ち不登校に対する認識を深める               |
|    |      | ・30人学級の推進                             |
|    |      | ・学校で性虐待について学ぶ機会を持つ                    |
|    |      | ・性教育の時間をきちんと確保する                      |
|    |      | ・教員の養成課程の中に性教育を入れる                    |
|    | 思春期  | ・性教育、飲酒・薬物・喫煙防止教育ができるよう教師の教育力の充実を図る   |
|    |      | ・不登校問題に日常的に対応できるようネットワーク体制をつくる        |
|    |      | ・虐待予防の教育をする                           |
|    |      | ・学校保健委員会を活性化していく                      |
|    |      | ・余暇活動の指導者の育成                          |
|    | •    | ・楽し〈学習できる授業を工夫する                      |
|    | ,    | ・楽し〈参加できる部活動を工夫する                     |
|    |      | ・積極的に関係機関との連携をはかる                     |
|    |      | ・地域の人材を活用する                           |
|    |      | ・進路指導を充実させ、高校中退者を減らす                  |
|    |      | ・すべての学校にスクールカウンセラーを設置する               |
|    |      | ・性教育の専門家の活用を図る                        |
|    |      | ・性に対する教育に機会を増やす                       |
|    | 周産期  | ・幼児期から一貫した性教育が十分にされる                  |
|    |      | ・思春期体験学習への取り組みの強化                     |
|    |      | ・中・高校生の育児ボランティア育成の強化                  |
|    |      | ・学校での栄養教室(料理コンテスト、小中学校)               |
|    |      | ・学校で健康のための運動に関する知識を提供                 |
|    | ,    | ・野外遊び方体験教室等の開催                        |
|    | 環境   | ・子どもの遊ぶ時間が増える運動                       |
|    |      | ・塾や習い事の賢い活用の仕方に関する教室等の情報提供を図る         |
|    | •    | ・学歴以外の活動を評価するような教育システムの推進             |
|    |      | ・学校内解放運動などを推進                         |
|    |      | ・児童虐待の早期発見                            |
|    | 育児不安 | ・すべての学校で若年妊娠についての事例学習を行う              |
|    |      | ・市町村、学校などにおける「体験を重視した子育て教育」の推進        |
|    |      |                                       |

4. 専門機関 母親と子ども、青少年に関わる諸問題への専門的相談・対応、また課題を分析して啓発・予防活動まで行える独立した 機関が専門機関である。母子に特化した機関でなくてもよいが、専門家を配置し、県民や市町村から役割が知られていなければならない。児童相談所、保健所、福祉事務所、精神保健福祉センター等があると思われるが、看護協会や医師会等の職能集団も今まで以上に活用されるべきである。これから児童虐待等の新しい課題に幅広く対応するためには、専門能力の向上とともに、必要なマンパワーを政策的に拡充していく必要があり、本計画の確実な遂行が強く意識されなければならない。また、個々の機関の強化とともに、それぞれの機関のネットワーク化を通じた情報の共有、問題対応時の連携もさらに推進される必要がある。

| 専門·相談機関 |      | ・専門機関の対応窓口をきちんと設置する                       |
|---------|------|---|
|         |      | ・専門機関の対応能力を強化するため現任研修を強化する                |
|         |      | ・専門機関(学校、警察、司法、麻薬取締官事務所相互の業務を認識し、連携を有効にする |
|         | 思春期  | ・専門機関が地域に周知されるよう広報を強化する                   |
|         |      | ・相談者がそれぞれの背景で戦争のトラウマを理解する                 |
|         |      | ・街の保健室の促進                                 |
|         | 周産期  | ・ハイリスク妊婦へのメンタルケアが十分にできる                   |
|         |      | ・ 精神科医・臨床心理士・ケースワーカー・保健所母子担当が増える          |
|         | 環境   | ・子どもの事故防止に関する新聞紙上の特集記事など、キャンペーンの実施        |
|         |      | ・民間団体による障害児の家族支援事業への参画                    |
|         |      | ・地域療育支援事業の普及拡充                            |
|         |      | ・「簡単に楽しくできるバランスの取れた家庭料理」の普及(バランスクッキング教室)  |
|         |      | ・専門機関の対応能力の維持向上のためのマンパワー強化及び研修の拡充         |
|         |      | ・保育所の地域解放を促進する                            |
|         | 育児不安 | ・保育所における育児講演会の開催                          |
|         |      | ・子育て情報支援センター(仮称)の設置                       |
|         |      | ・リスクのある親をケアする専門機関の開設                      |

### 5 . 医療機関

5. 医療機関 医療機関は、先ず妊娠、出産における直接サービスを提供しており、サービスを受ける県民の信頼を受け止める立場である。本計画に沿って、今後ますます受診しやすい体制を整えるとともに、周産期医療や救急など、より専門的なサービスも拡充されることが期待される。また、地域の保健、福祉、教育、労働などの健康相談機関との連携を強化し、地域ごとに健康情報ネットワークを構成するときの質の担保ができるように支援することも期待されている。特に、最近問題となっている児童虐待、小児の事故、思春期の健康問題、こころの健康づくりなど、新たな課題においても安心できる専門的アドバイス機能と、他機関や県民が相談しやすい情報の提供が重要になっている。

| 医療機関 |           | ・思春期相談室(産婦人科)の増設                            |
|------|-----------|---|
|      | 思春期       | ・積極的に地域や学校の性教育に協力する                         |
|      | 心甘州       | ・市町村、保健所へ積極的に情報を提供する                        |
|      |           | ・臨床心理士、助産師、ソーシャルワーカーの配置                     |
|      |           | ・医師・助産師・分娩件数などの情報を公開する                      |
|      |           | ・医療を提供する側が地域のサービスを把握する                      |
|      |           | ・医師会等組織の活用を図る                               |
|      |           | ・医療機関の妊産婦支援が充実するように体制の整備を図る                 |
|      |           | ・すべての周産期医療機関が両親学級を開催する                      |
|      |           | ・ハイリスク妊婦の相談対応ができる                           |
|      |           | ・専門スタッフ(産科・新生児科医)が増える                       |
|      |           | ・産科・新生児科が増える                                |
|      |           | ・助産師の適正配置がされる                               |
|      |           | ・新生児医療機器が整備される                              |
|      |           | ・新生児集中治療室のベッドが確保できる                         |
|      | 周産期       | ・家族ケアの部屋が確保できる                              |
|      | 7-37-2703 | ・新生児ドクターカーを配置する                             |
|      |           | ・周産期ネットワークの充実を図る                            |
|      |           | ・医療スタッフの相談機関への認識を図る                         |
|      |           | ・病院から地域への連携がうまくいくように努める(ケースワカーの配置・地域連携室の設置) |
|      |           | ・救急隊との連携がうまくいくように努める                        |
|      |           | ・情報の共有化が図られる                                |
|      |           | ・周産期搬送マニュアルがある                              |
|      |           | ・不妊治療の治療の技術の向上                              |
|      |           | ・妊娠中の禁煙プログラムの作成                             |
|      |           | ・ 医療費助成制度について詳しい人が医療機関にいる(例えばケースワーカーの配置等)   |
|      |           | ・妊産婦の相談を受けられる場や機会がある                        |
|      |           | ・妊婦同士の接点がある(学級・交流会など)                       |
|      |           | ・外来で予防接種が受けられるようにすることへの協力                   |
|      | 環境        | ・休日にも予防接種を受けられる医療機関を設けることへの協力               |
|      |           | ・医師会における小児科医以外の医師への予防接種への理解を深めるための努力        |
|      |           | ・歯科診療所での歯磨き指導(仕上げ磨きを指導する場を増やす)              |
|      |           | ・産婦人科医院、助産所等における両親学級の推進                     |
|      | 育児不安      | ・未熟児のフォローを100%行う                            |
|      |           | ・児童虐待の早期発見に努める                              |

6. 企業・労働環境 父親、母親の社会活動の場であり、主に親への配慮を通して母親と子ども、青少年の健康に寄与することができる。健康 への専門性を備えることは少ないが、同僚と長期間共に過ごすので、何らかの問題を話し合う場になる可能性は高い。 また企業は、消費生活の提供者として、多くの商品を通して青少年の健康問題に関係する。食生活の安全と健康、タバ コ、アルコール、避妊具、ゲーム機など関わりは多岐にわたり、企業モラルの質を保つことは非常に重要である。

| 企業·労働 |      | ・青少年の酒場、風俗店、ゲーム喫茶、ギャンブル施設への出入りを禁止する       |
|-------|------|---|
|       |      | ・小売店において未成年者に酒やたばこを売らない                   |
|       | 思春期  | ・飲食店で子どもに酒を出さない                           |
|       |      | ・夜のアルバイトを規制する                             |
|       |      | ・深夜のコンビニやカラオケにたむろさせない                     |
|       | 周産期  | ・夫の職場の理解が得られる(制度の充実を図る)                   |
|       |      | ・産業保健師の配置(雇用主の理解・制度の充実を図る)                |
|       |      | ・働〈女性が妊娠出産育児で気兼ねな〈休める(雇用主の理解・制度の充実を図る)    |
|       |      | ・職場の状況を把握する(産休・育児休業の実態の把握・弾性の育児休業等の実態の把握) |
|       |      | ・講演会やコンサートには、託児所設置を図る                     |
|       | 環境   | ・外食栄養成分の知識の普及への協力                         |
|       | 育児不安 | ・企業が子育て中の親へ配慮するよう努力する                     |

# 7. 警察・消防

7. 音祭・/月的 夜型社会からくる様々な事件、事故を背景に持ちながら、沖縄県民と子ども、青少年の安全・健康を守っているのが警察である。青少年のいわゆる問題行動(飲酒、喫煙、怠学等)に厳正に対応することがますます重要になると同時に、援助交際やテレクラ等、青少年を害する大人の行動も厳しく対処していくことが求められる。児童虐待等、さらに新しい課題についても、関係機関との連携を強化し、対応していくことが期待される。 消防は、主に子どもの事故に関して、医療機関や保健所等と連携したアプローチが可能であり、その他の課題も含めて情報の集積、他機関との共有が期待されている。

| 警察·消防 | 思春期  | ・関係機関と警察との連携を有効にする                      |
|-------|------|---|
|       | 心合知  | ・青少年サポートセンターの相談窓口の周知を図る                 |
|       |      | ・応急処置指導者育成(保健所、消防、警察等関係者でチームを作って実施)への協力 |
|       |      | ・消防における応急処置教育の推進                        |
|       | 環境   | ・チャイルドシート装着実技指導への協力                     |
|       |      | ·子ども事故Q&A110番の設置                        |
|       |      | ・子どもの事故に関する情報収集と発信体制構築への協力              |
|       | 育児不安 | ・児童虐待の早期発見                              |
|       | 日ル小女 | ・安全の確保                                  |

8.保健(県、保健所) 本計画を策定することにより、母子保健に関して県として進むべき方向性を示した。今後は、計画推進の旗振り役として、庁内外の関係機関との調整(ネットワークづくり)、県民への普及啓発、ホームページ等を用いての情報提供、研修会や講演会を実施するほかハード面の整備も主体的に取り組んでいくことが期待される。 保健所においては、直接的な保健サービス(未熟児や長期療養児等)が受益者のQOLの向上につながるような活動になることが期待される。また、市町村における健やか親子21の推進を支援するため、母子保健計画の策定や事業の運営、評価などについて積極的に関わっていくことが必要である。

| 保健          |             | ・自助グループとの連携を図る                                 |
|-------------|-------------|--|
| (県·保健所·市町村) |             | ・スポーツ施設の充実                                     |
|             |             | ・専門機関相互の連携を有効にする                               |
|             |             | ・NPOの評価と連携を図る                                  |
|             |             | ・児童相談所の強化、学校カウンセラーの増加                          |
|             | <b>□≠</b> ₩ | ・児童相談所、一時保護所の増設                                |
|             | 思春期         | ・不登校問題に日常的に対応できるようネットワーク体制をつくる                 |
|             | h           | ・思春期の性に関する相談窓口を設置する                            |
|             | \           | ・思春期における保健福祉体験学習の充実                            |
|             |             | ・親に対する性教育の実施                                   |
|             | h           | ・ピアカウンセラーの養成及び活動支援                             |
|             | l           | ・地域ネットワークの立ち上げ                                 |
|             |             | ・働〈妊産婦への支援(制度の活用実態の把握・制度の普及啓発)                 |
|             | h           | ・総合周産期母子医療センターが2カ所できる                          |
|             | h           | ・母性健康管理指導カードの活用に努める                            |
|             | l           | ・公的助成制度の活用を図る                                  |
|             | b           | ・医療費助成制度の手続きが簡単にできるように努める                      |
|             | ļ           | ・母子保健制度の活用を図る                                  |
|             | <b>.</b>    | ・ハイリスク妊婦へのメンタルケアが十分にできる体制の整備                   |
| -           |             | ・子どもの事故防止に関する講演会・シンポジウムの開催                     |
|             | ·-          | ・事故防止パンフレットの作成配布                               |
|             |             | <ul><li>・発達に応じた安全指導マニュアルの作成</li></ul>          |
|             | l           | ・事故防止についてのイベント(標語の募集、ポスターデザイン募集など)             |
|             | h           | ・県における子どもの事故防止協議会の設立                           |
|             | 環境          | ・県・市町村における子どもの事故の情報収集と発信体制の構築                  |
|             |             | ・医療従事者全般に対する予防接種の研修会を開催する                      |
|             |             | ・市町村予防接種担当者に対する研修会を実施する                        |
|             |             | ・遊びフェスタの開催                                     |
|             |             | ・子どもに自然を残す運動                                   |
|             |             | ・自然を考慮した環境整備運動                                 |
|             |             | ・自然触れ合い型の公園建設                                  |
|             |             | ・県・市町村における医療福祉施設の整備                            |
|             |             | ・こども希少疾患・障害情報センターの設置                           |
|             |             | ・公的機関のバリアフリー化                                  |
|             | li.         | ・ 障害児の余暇活動の場の確保                                |
|             | h           |  |
|             | L.          | ・こども療育支援ネットワークの設立                              |
|             | L           | ・学校や保育所での医療的ケアのガイドラインの策定                       |
| -           |             | ・学校・地域社会・職域での福祉体験学習等、福祉教育の推進                   |
|             |             | ・児童相談所の健全育成相談の活用をすすめる                          |
|             | <b>.</b>    | ・未熟児のフォローを100%行う                               |
|             | <b>}</b>    | ・県のホームページで子育てに関する専門機関を県民に広く知らせる                |
|             | l-          | ・児童虐待に関する専門対応能力向上のための研修を行う                     |
|             | ·-          | ・児童養護施設で心のケアができるようマンパワーを強化する                   |
|             | 育児不安        | ・県が夫の育児参加に理解のある優良企業を表彰する                       |
|             |             | · 育児に関する24時間相談窓口の設置                            |
|             |             | ・県が専門機関(児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村保健センター、学 |
|             |             | 校、保育所、警察、病院、弁護士等)の役割を明確にし、虐待への対応のシステム化を図る      |
|             | L.          | ・市町村・県・関係機関による育児講演会の開催や児童虐待防止に関する県民への普及啓発      |
|             |             | ・市町村·県·関係機関の虐待防止ネットワーク関連会議の有機的連携               |

9.保健(市町村)
地域住民のニーズに応じて母子保健計画を策定・推進する必要がある。そのプロセスにおいて、住民参画のもとで地域の関係機関との連携をはかることが重要である。また、直接的に母子保健サービスを提供しているため、母子健康手帳の交付や健診、予防接種の場で多くの親子と接する機会がある。今後はそれらの「場」を活用しての育児支援、教育、普及啓発などの活動を展開していくことが期待される。

| (市町村)   |      | ・思春期ネットワークの立ち上げ                           |
|---------|------|---|
| (15411) | 思春期  | ・各学校の問題を把握し、解決のためのネットワークを結成する             |
|         |      | ・地域のリーダーの青少年の性問題、不登校、薬物等に関する研修会を持つ        |
|         |      | ・母子健康手帳交付時の保健指導の充実を図る(母子健康手帳の活用等)         |
|         |      | ・市町村担当が母子保健に関する制度の把握に努める                  |
|         |      | ・母子健康手帳を本人がもらいに来るように医療機関との連携を図る           |
|         |      | ・市町村担当の思春期体験学習の充実を図る                      |
|         |      | ・経済基盤の弱い人を掘り起こす                           |
|         | 周産期  | ・経済的支援制度の情報を知らせる                          |
|         | 门注机  | ・ 妊産婦の相談を受けられる場や機会の設置(両親学級・交流会など)         |
|         |      | ・ 妊婦同士の接点がある(学級・交流会など)                    |
|         |      | ・地域の相談・支援をする人が十分に増える(市町村保健師・母子保健推進員・助産師)  |
|         |      | ・子供達の生活習慣病が減るように普及啓発を図る                   |
|         |      | ・講演会やコンサートには、託児所を義務づける                    |
|         |      | ・定期予防接種の自己負担をなくす                          |
|         |      | ・市町村における遊び方を教えて〈れる教室の開催                   |
|         |      | ・親を対象にした「子供の心の健康」に関する教室、講演会、シンポジウム等の開催    |
|         |      | ・フッ化物洗口についての普及啓発(研修会、講演会、マスコミを使ったキャンペーン等) |
|         |      | - 健診会場での事故・SIDS予防の指導の実施                   |
|         |      | ・母子保健推進員によるミニチュアハウスでの危険個所の指導              |
|         | 環境   | ・母子健康手帳に安全チェックシートを挿入(健診時点検)               |
|         |      | ・休日にも予防接種を受けられる医療機関を設ける                   |
|         |      | ・健診の場で未接種児に対して未接種票を発行                     |
|         |      | ・ (医療機関で接種後、医療機関から市町村へ接種証明書を送り返してもらう)     |
|         |      | ・健診会場での予防接種に関する啓発(ポスター、冊子、パンフレットの設置)      |
|         |      | ・保育所に入所時に接種状況の確認を行い、接種を勧奨する               |
|         |      | ・マスコミを用いて予防接種キャンペーンを行う(テレビのスポット、論壇への投稿など) |
|         |      | ・市町村広報に予防接種の情報を載せる                        |
|         |      | ・市町村における乳幼児医療費助成申請時に、接種状況の確認、接種勧奨を行う      |
|         |      | ・地域の安全環境整備運動                              |
|         |      | ・年齢別遊具等の設置                                |
|         |      | ・スポーツ・レクの集団遊び大会の開催                        |
|         |      | ・保健相談センターにおける障害の早期発見・早期治療の強化              |
|         |      | ・障害児学童保育の制度化                              |
|         |      | ・家族が効果的サービスを受けられるようケアマネージャーによる総合調整能力の強化   |
|         |      | ・乳幼児健診の場でこどもの健康への不安についてきちんと相談支援を行う        |
|         |      | ・育児講演会の開催                                 |
|         |      | ・乳幼児健診未受診者のフォローを行う                        |
|         | 育児不安 | ・育児サークル等、子育てについて話し合える機会や場づくりの推進           |
|         |      | ・子育て支援ボランティアの育成                           |
|         |      | ・市町村が母子保健事業を通して、育児不安や虐待問題へ迅速に対応できるよう努める   |
|         |      | ・一時保育等、必要な親がタイムリーに利用できる制度の活用を推進する         |
|         |      | ・育児サークルのリーダー研修を行う                         |
|         |      | ・児童虐待防止ネットワークの設置                          |
|         |      | ・子育てに関する制度のわかりやすいパンフレットを作成する              |

10.マスメディア 県民に与える影響力が大きいため、本計画の推進に関して、特に予防接種や子どもの事故防止、児童虐待防止などの分野において、情報提供のために大いに活用すべきである。提供される情報の内容に関しては、できるだけ科学的根拠に基づいたものであることが望ましいため、専門機関と連携して内容を検討することが必要である。

| マスメディア | 思春期  | ・酒・タバコ・のコマーシャルを規制する             |
|--------|------|---------------------------------|
|        |      | ・性に関する過度の情報を規制する                |
|        | 育児不安 | ・子育てに関する正しい情報の提供                |
|        | 環境   | ・屋外事故防止のための新聞紙上特集記事などのキャンペーンの実施 |